

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	徐 婉利
論文題目	中国契約法における債務不履行責任の帰責事由		
(論文内容の要旨)			
第1章 はじめに			
<p>債務不履行による損害賠償責任の要件については、比較法的にみても、考え方が分かれている。その際、特に問題とされているのは、債務者の「帰責事由」、特に過失を必要とするかどうかである。これは、債務不履行責任の帰責原理を過失責任の考え方に求めるかどうかという問題である。</p> <p>中国では、1999年に、経済契約法、涉外経済契約法、技術契約法によって規定されていた契約法を統一し、中国契約法（「合同法」）が制定された。それによると、総則の規定では、債務不履行責任の要件として債務者の帰責事由が要求されていないのに対し、各則では、債務者に「過失」や「重過失」があるかどうかを問題とする規定が散在している。そのため、中国契約法は、全体として厳格責任の原則を採用したとみるべきか、厳格責任と過失責任を二元的に採用したとみるべきかが争われている。</p> <p>本論文では、中国契約法の沿革と制定過程ならびに制定後の議論状況を手がかりとして、中国契約法の立場を明らかにし、厳格責任と過失責任の関係と両者を架橋する可能性について検討を行う。</p>			
第2章 中国契約法総則における債務不履行責任の一般原則			
<p>第2章では、中国契約法の総則の規定を取り上げ、そこで採用されたと考えられる債務不履行責任の一般原則を明らかにする。</p> <p>中国における契約法の展開は、建国から経済契約法が制定されるまでの第1期（1949～82年）、中国契約法の立法作業が開始するまでの第2期（1982～93年）、中国契約法が制定されるまでの第3期（1993～99年）、その後の第4期（1999年～現在）に区分できる。</p> <p>このうち、第1期から第2期にかけては、過失責任が原則とされていたのに対し、第2期から、国際物品売買条約（CISG）等を参考にして、厳格責任を採用した個別立法が登場した。第3期では、過失の推定原則への転換が図られた後、第2擬制稿以降は、厳格責任の原則へと移行した。最終的に制定された中国契約法は、総則では、債務不履行責任の要件として契約違反があれば足りるとし、債務者の故意・過失を要求せず、不可抗力を免責事由として認めるにとどまる。これは、厳格責任の原則を採用したと考えられる。</p>			
第3章 中国契約法各則における特則とその意味			
<p>第3章では、中国契約法の各則において、債務者に「過失」や「重過失」があることを問題とする特則を取り上げる。これらの特則は、次の3つに整理す</p>			

ることができ、いずれも債務不履行責任について過失責任の原則を採用したのではないと考えられる。

第1は、役務提供義務に関する特則である。これは、債務者は「適切に」役務提供を行う債務を負い、そのような契約債務に違反した以上、債務不履行責任を負うことを定めたものであり、一般原則である厳格責任の原則を具体化した規定にあたる。

第2は、無償契約に関する特則である。これも、無償契約の債務者は、対価を受けることなく給付を行うことから、債務者が引き受けた債務の内容と程度は軽度のものであるという契約債務の内容に関する一般準則を示したものに当たる。これは、一般原則である厳格責任の原則を、無償性を考慮して具体化した規定として位置づけられる。

第3は、保護義務に関する特則である。これは、中国では、不法行為責任に関するものとして位置づけられ、ここで「過失」が要件とされるのは、そうした不法行為責任の一般原則にしたがったものと考えられる。

#### 第4章 終わりに

最後に、中国契約法の比較法的特色をまとめると、次のとおりである。

第1に、中国契約法が債務不履行責任の一般原則として厳格責任の原則を採用した点は、もともとCISGを継受したものであり、最近の国際的傾向とも一致している。

第2に、各則のうち、役務提供義務に関する特則で問題とされているのは、比較法的にみると、手段債務に対応する。中国契約法の特色は、これを債務一般についてではなく、契約の各則で契約類型に即して定めている点にある。契約債務は、契約を離れて債務の内容を確定できないことからすると、これが今後のあるべき方向と考えられる。

第3に、無償契約に関しては、比較法的にみると、国際条約等では特別なルールが定められていないのに対し、各国の民法典では規定はあるものの、一般原則として厳格責任の原則を明確に採用したものはまだみあたらないため、そうした一般原則に対応した無償契約に関する準則のあり方は明らかではない。中国契約法が、そのような方向を目指しつつ、「故意」や「重過失」という従来の枠組みにしたがってこれを定めざるをえなかったのは、そのためだと考えられる。

第4に、保護義務に関しては、比較法的にみると、契約債務の内容を構成しうるものとされ、契約責任を認めるのが一般的である。これは、不法行為責任では、時効期間や第三者を利用した場合等について、被害者に不利な取扱いがされることを背景とする。これに対し、中国では、時効期間については契約責任と不法行為責任とで違いはないことから、不法行為責任として構成することに問題が感じられてこなかった。しかし、最近制定された侵権責任法によると、独立した補助者を使用する場合は不法行為責任が認められないことから、契約責任を問題とする必要が生じ、今後の検討課題となっている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文が扱うテーマは、債務不履行責任の帰責原理と要件である。これについては現在、この責任を過失責任として捉えるか、厳格責任として捉えるか、一方を原則とし他方を例外として捉えるかということが、国際的にみても大きな問題となっているほか、日本でも民法改正の最も重要な問題の一つとして議論されている。こうした中で、中国では、1999年に中国契約法を制定する際に、総則では、債務者の帰責事由を要件としない — その意味で厳格責任の原則を採用したようにみえる — 規定を定めつつ、各則で、いくつかの契約類型について、過失や重過失があるかどうかを問題とする — その意味で過失責任の原則を前提にしているようにみえる — 規定を定めた。このような中国契約法の意味とその比較法的特色を明らかにすることを通じて、厳格責任と過失責任を架橋する可能性を探ろうとしたのが、本論文である。

本論文の評価すべき点は、次の2点にまとめられる。

第一は、中国契約法の沿革と立法過程を明らかにした点である。本論文は、中華人民共和国の建国から、80年代の改革開放の時代を経て、1999年の中国契約法の立法に至るまで、丹念に変遷のプロセスを明らかにしている。その際、中国契約法の制定にあたり中心的な役割を果たした梁慧星の協力を得て、入手が極めて困難な立法資料をもとに立法過程を克明に明らかにしている点は、中国でも例をみない実証的研究であり、高く評価されるべきである。

第二は、中国契約法について、債務不履行責任の一般原則と各則における特則の関係を明らかにした点である。本論文によると、各則に散在している規定は、①役務提供義務に関する特則、②無償契約に関する特則、③保護義務に関する特則に整理でき、①と②は各契約類型に即して債務者が負うべき債務の内容を具体化した — その意味で一般原則である厳格責任の原則を具体化した — 規定であり、③は、中国では不法行為責任に関するものと位置づけられ、過失が要件とされているのは不法行為責任の一般原則にもとづくものである — つまり債務不履行責任について過失責任の原則を採用したのではない — ことを明らかにしている。こうした契約類型に即した分析は、中国でも手つかずの問題を明らかにしただけでなく、厳格責任の原則を採用した場合の各則のあり方について1つのモデルを提示している点で、比較法的にみても、現在民法改正の途上にある我々にとっても、示唆するところが大きい。

本論文は、中国契約法の意味を可能なかぎり整合的に読み解こうとするものであり、現実の問題を踏まえてその当否を検討することは将来の課題とし

て残しているものの、中国の債務不履行責任について今後研究を進める上で不可欠の基礎となるべきものであり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成24年8月8日に、論文調査委員3名が口頭試問を行った結果、合格と認めた。